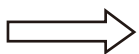


# 皆野・長瀬上下水道組合からのお知らせ

平成26年4月1日から水道使用料金、下水道使用料、浄化槽使用料、し尿汲取料に消費税引き上げ分が転嫁されます。

し尿汲取料 1樽 (36ℓ)

330円



338円



※補助券 (0.5樽 4円) 2枚とあわせてご使用ください。

- ・現金での汲取は禁止されていますので、前もって汲取券の準備をお願いします。
- ・汲取券 (1樽338円・1冊3,380円) および補助券 (0.5樽 4円) は、3月25日(火)から販売します。

問合せ 皆野・長瀬上下水道組合衛生課 (溪流園)

☎62-0650

## 浄化槽の法定検査は義務です

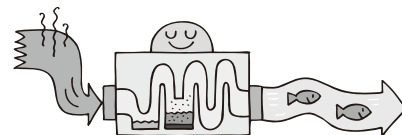
浄化槽は、保守点検・清掃・法定検査という維持管理が適正に行われることによって、私たちの生活から排出された汚水を浄化して、きれいな水を川に流すことのできる装置です。

保守点検とは、年3回以上行う点検・調整・修理のことで、清掃とは、浄化槽内に生じた汚泥などの汲取や、調整、機器類の洗浄のことで、

浄化槽法では、この保守点検・清掃のほかに、これらが適切に行われているかを検査するための法定検査の受検が義務づけられています。

法定検査には、浄化槽を使用開始後3か月～8か月の間に実施する7条検査と、その後毎年1回実施する11条検査とがあります。

検査手数料 (10人槽以下)	7条検査	13,000円
	11条検査	5,000円



問合せ (社)埼玉県浄化槽協会法定検査部

☎048-533-4700

報告義務

## 飼育動物頭羽数

家畜伝染病予防法

### 1、報告が必要な飼育動物 (1頭羽から)

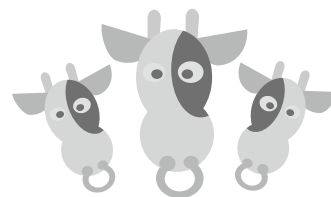
牛、水牛、馬、豚、ミニブタ、いのしし、めん羊、山羊、鹿、鶏、うずら、あひる、アイガモ、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥

### 2、報告基準日

2月1日

### 3、報告方法

所定の報告書 (熊谷家畜保健衛生所または役場産業観光課、県畜産安全課のホームページで配付) に記入し、熊谷家畜保健衛生所に郵送またはFAXで報告してください。



問合せ 〒360-0813 熊谷市円光1-8-30 熊谷家畜保健衛生所

☎048-521-1275 FAX 048-526-1063